事業名	移動支援事業(ガイドヘルパー)の拡充

セールスポイント	・移動支援の対象要件を見直し、サービスを利用できる方の範囲を拡大する ・移動支援の実施に必要となるガイドヘルパーの不足を踏まえ、シルバー人材をガイドヘルパーとして活用する区独自の取組を試行・検証する

事業の内容

1. 事業実施に至った経緯、背景など

・移動支援は、移動が困難な障害者及び障害児に対し、ガイドヘルパーが外出支援を行うことで自立生活と社会参加を促す事業であり、利用のニーズは大きい。

・移動支援を利用できる対象要件は自治体ごとに異なるが、他自治体に比べて対象者の範囲が限定的になっている部分がある。

・また、ガイドヘルパー不足によりサービス利用に至っていないケースが少なくないことから、ガイドヘルパーの担い手となる人材を確保する必要がある。

2. 目的

・障害者及び障害児の移動支援サービスの利用拡大を図る。

3. 内容

(1) 対象要件の見直し　※詳細は今後検討

	現行	改正(案)
身体障害者	下肢、または体幹機能障害 1・2 級で**車いすを利用**し、外出困難な **65 歳未満**の肢体不自由者	下肢、または体幹機能障害 1・2 級で、外出困難な肢体不自由者
難病	障害者総合支援法第 4 条第 1 項の政令で定める疾病に該当するもので、**身体障害者の全身性障害者と同程度の障害を有する 65 歳未満の方**	障害者総合支援法第 4 条第 1 項の政令で定める疾病に該当する方
障害児	障害児であって、未就学児を除いたもの	障害児であって、未就学児を除いたもの。**ただし、保護者同伴であっても移動に困難が伴う医療的ケア児は、未就学児も対象とする。**

(2) シルバー人材のガイドヘルパーとしての活用

・シルバー人材センターの人材を移動支援サービス事業所に派遣し、ガイドヘルパーとして従事する取組を試行・検証

※シルバー人材は、東京しごと財団を介して移動支援サービス事業所へ派遣

・ガイドヘルパー従事者研修に係る費用及び東京しごと財団に支払う手数料等について、区が負担する。

4. 今後のスケジュール

・令和8年4月～　対象要件の見直し

シルバー人材のガイドヘルパーとしての活用(移動支援事業所との調整後、順次実施)

事 業 費	1 億988万1千円	うち新拡分事業費	332 万9千円